(経済産業省)

制度	名 企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における 集積産業用資産の特別償却
税	法人税、所得税 租税特別措置法第11条の4、第44条の2、第68条の20 租税特別措置法施行令第6条、第28条の5、第39条の49
	【延長要望】
	適用期限を2年間延長する。
	(期限:平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 31 日)
	【現行の制度概要】 本税制は「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 に関する法律」に基づき、自治体により「基本計画」が作成された地域におい て、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行う事業者が、
要	同法に基づく「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を
女	行った場合に、新たに取得した機械装置及び建物等に対して特別償却(償却
	率:機械装置15%、建物等8%)を認めるもの。
望	
=	対象業種
	・国内立地とアジア等海外立地を競争的に選択している蓋然性の
Ø	高い業種(第1項業種)
	・地域の主幹産業と位置付けられる農林水産業との関連性が高い業種(第
	2項業種)
内	
רא	設備要件
	・企業立地計画に従い取得した機械装置及び建物等で、事業の高度化に資
容	する設備(新製品・新商品の開発・製造のための設備、又は生産性を向
	上させる設備)
	・機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上
	かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上
	(第2項業種については、4,000万円以上(単価500万円以上))
	・建物等については、取得価格の合計が5億円以上
	(第2項業種については、5,000万円以上)
	平年度の減収見込額 - 百万円
	(制度自体の減収額) (10,200 百万円)

(1) 政策目的

地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

本税制の対象となる業種のうち、第1項業種では、海外の国々と競争し、国内への企業立地促進を図る地方自治体の主体的・戦略的な取組を支援することにより、地域における産業集積の形成及び経済活性化を実現することを目的としている。また、第2項業種では、景気回復の遅れた地域経済の自律的発展に向けた基盤強化を図るため、地域の主幹産業と位置づけられる農林水産業について関連商工業者の企業立地等を促進することにより、同産業及び同地域の活性化を促すことを目的としている。

(2) 施策の必要性

本税制は、企業立地計画の承認事業者に対し、直接的なキャッシュフロー増加をインセンティブとして、設備投資を促進する効果を持つものである。加えて、基本計画地域の中核となる中堅規模以上の設備投資を対象としており、これら立地の促進により、関連する中小企業の進出等、産業集積の呼び水とすることを企図している。平成20年度の金融危機発生以降、設備投資の大幅減少等がみられ、コスト競争力の高い海外立地との競合はさらに激しさを増しており、本税制により事業者の基本計画地域内への企業立地を促進することは重要性を増している。地域における地方公共団体の主体的な産業集積形成及び活性化に向けた取組みを支援することにより、地域経済の自律的発展の基盤を強化し、ひいては国民経済の発展を目指すことには、引き続き強い政策的意義がある。

平成22年度からは、多くの基本計画が3年目に入り、企業立地計画上の設備稼働がピークを迎え、税制適用件数も増加が予想される。基本計画の期間は多くが5年間であり、各自治体がこの期間内での企業誘致を目指して行動していること、及び本税制が生産設備の新規立地を主に対象としており、立地選定から設備稼働までには1年以上の長期を要すること等からして、本制度は中長期的な安定運用により高い効果を発揮するといえる。平成19年に制度創設され、未だ期間満了した基本計画が存在しない現状において本制度が廃止されることとなれば、自治体の地域経済の自律的発展に向けた取組、及び企業の基本計画地域内への投資行動が後退する懸念は強く、今次延長の必要性は高い。

今回の	
要望	合
に 関	理
連す	性
る 事	

項

政策体系における政策目的の位置付け

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 19 条に基づく措置

4.中小企業・地域経済産業政策 24 地域経済の活性化の推進

政 策 の 達成目標 「基本計画」で定められた集積区域内に立地を図る事業者の 設備投資を促進することにより、地域経済の自律的発展のため の基盤強化を図る。

具体的には、企業立地促進法施行後 5 年間(平成 24 年度末)の間に、基本計画区域内において、企業立地件数 10,000 件、新規雇用者数 35 万人、付加価値額 5%増を達成することを目標とする。

租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達成

租税特別措置の適用期限を2年間延長する。

上記政策目標達成のため、年間 500 件の企業立地計画申請 と、うち 100 件の税制適用の実現を図る。

平成 22 年 4 月までに、47 都道府県で 177 件の基本計画、46 道府県 124 地域で 787 件の企業立地計画が策定されており、企業立地促進法に基づく支援措置にも相応の利用実績がある。

<基本計画策定数(都道府県策定)>

、					
年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績		
基本計画数	108 件	51 件	17 件		
<企業立地計画承認数	攻(事業者申請)	>			
年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績		
企業立地計画数	75 件	412 件	300 件		

自治体が策定する基本計画の期間は 5 年が大半であり、政策目標の達成状況は、当該計画期間経過後に集計し、個別の基本計画毎に評価するものとしているが、現時点での産業集積状況を把握するために新規立地、新規雇用目標の達成状況について集計した結果は下記のとおりである。

<平成19年度同意基本計画>

【目標: 立地 5700 件(進捗率 39%)、雇用 234,000 人(進捗率 39%)】

政策目標の 達成状況

年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	合 計
立地件数	512 件	1,070 件	655 件	2,237 件
雇用人数	16,724 人	41,561 人	34,022 人	92,307 人

^{*}H22/8 進捗確認調査:基本計画 107 地域(未集計 1 地域を除く)

<平成20年度同意基本計画>

【目標: 立地 1700 件(進捗率 28%)、雇用 75,400 人(進捗率 19%)】

年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	合 計
立地件数	-	175 件	308 件	483 件
雇用人数	-	7,742 人	6,470 人	14,212 人

^{*}H22/8 進捗確認調查:基本計画 51 地域

上記調査の結果によれば、金融危機の影響が表れた平成 21 年度に実績が伸び悩んだことから、全体としては目標の進捗に遅れがみられる。しかしながら、企業業績が大幅に悪化し、国内 G D P がマイナスに転落した状況を考えると、相応の水準の企業立地と雇用を生み、地域の産業集積の維持に貢献したと評価できる。平成 22 年以降は、企業業績が持ち直しつつあり、企業立地計画の申請件数の増加が見込まれるため、現状の支援施策継続による政策的インセンティブを与え続けることにより目標の達成は可能といえる。

有 要 望 の 性 措 置 の 効 適用見込み

平成 21 年度までの税制措置適用実績は 85 件であるが、平成 22 年度以降の税制適用件数は年間 100 件が見込まれる。

当省で実施した税制利用実績・見込調査の結果を基に今後の

			利用見込を推計	すると	、平成 22	年度以降(の設備	請稼働予定の企業
								請されているこ
				-				申請数が増加し
								気の基本計画が期
			, -					
			間満了となる平成 24 年度までは 100 件/年程度の利用推移が見 込まれる。					
			心ま110。					
			- <税制適用見込み> (単位:件、百万円)			円)		
				21 実績	H22 見込	H23 見込		· · · ,
				56 件	100 件	100 件	100	
			設備投資額	143,256	314,568		314,	
			出典:企業立地促進法	,				
			年間 500 件の	企業立	地計画申記	青と税制適	用件数	数 100 件を達成
			した場合の最終	的な波	及効果を産	主業連関図	を基Ⅰ	こ分析すると、
			下記の通り算出	される	。平成 20	年度の金融	虫危機	の影響により、
			企業立地計画申	: :請件数	が減少する	る等、目標	達成.(の進捗状況には
								本制度の利用が
		要望の措置	進むため、計画				-	
		の効果見込	見通しである。		, 00 0101	C 11110.00 NI	//¬ //J /	K C X I I X C C G
		み(手段とし						
		ての有効性)	<企業立地計画に	よる波及	効果∶産業ⅰ	車関分析 >		
			企業立地計画		制適用	税制適用以	外	合計
					00 件	400 件		500 件
			付加価値増加額	272,2	242 百万円	544,910 百	万円	817,152 百万円
			新規雇用人数		35,246 人	72,0	71 人	107,317 人
							結果を基	に1計画当たりの新規需
_			要額を算出し、産業連関	図分析によ	る波及効果を計	· 昇 した。		
		当該要望項	-					
		目以外の税						
		制上の支援						
		措置						
			・企業立地促進	法関連	予算(企	業立地促進	生のた	:めの企業誘致活
		予算上の	動、人材育成活	動、共	用施設整備	備):平成	22 年	度 38.7 億円
		措置等の	・地方交付税 <i>0</i>)減収補	てん措置	(不動産耶	又得税	し、固定資産税を
		要求内容	減免した自治体	に対す	る減収補る	てん)		
		及び金額	・財政投融資制]度(政	府系金融	幾関の制度	融資):23 年度要求
	相		継続	•				
	当		企業立地促進	進法にま	うける基本	z計画に基	づく	支援措置として
	_		は、本税制の作	九、補助	事業、地	方税に対す	ナる減	収補てん措置、
	性			- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				的の役割にて補
			完しあい相乗効	•			, o =	
		上記の予算				_ •	医致活	動等にかかる人
		上の措置等		_,_,_		,		地域が実施する事
		と要望項目				· -		立地計画申請企
		との関係	業場現霊備の 業を間接的に支				止未	· ㅗ ᅔᄧᇚᄜᅲᇚᄄ
						_ •	アが計画	(補てん措置につ
			•			•		
			·					となっており、
								るために、他の
			目冶体业みの3	2	を美仃で	さるよう国	山かば	接支援するもの

		業り資はブ働形る施が均件し者のを、とき成。策、)(てに安行設しかさ中の税で実相対定う備てけれ小中制あ績乗すが際投一るた規で適る累勢すが	課に資定効産模は用の計題長実規果業の低のに平と期施模が集事利平対均さ的直以あ積業融均し)	る資のの、の数骨備財少中金キ投低多が度資投で小繰りでででいる。の数制投政額のいる単融のの単融ありの単いの単いのができる。	着支ュう骨中に用が 者支ュう制小と用が 説フ企度企か件 2,資 ででででいる。 でる一の資の、が は業らが になってい。 ででは、 ででは、 ででは、 ででいる。 ででは、 ででいる。 ででいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい	業も増立金進企最百分でを選りを立めが選りを立めの一個でででででである。 また 一日 は 10 で 10	る。セ直に効進っ 最大の は一種税 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	要望の措置の 妥 当 性	シを活た つ う う う う う う た う う た の 主 を 度 を ら 基 と に に 促 趣 活 れ 本 見 も う も も し 。 し も し も し も し に に し に に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に に し に に し に し に に し に し に し に し に し に に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に に し に に に に に に に に に に に に に	の地は本るりてままれ用で域措計こにおた未る対め経置画と投り、だ。効り済でにを資、法な善果、のあお目単後施く	う企基盤。 さ業盤。 るとのののはま では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を定めた 集役分割 ではない 大きの地の の規投応 32の規投応 32の規投応 32の規資の年年 点が接よい 核等を集間間 かい	的りう をを計積のが らく 大乗目 企しる促期活 して ままず ままず ままず ままず かい	ない。 さいでは、 でいるでは、
連する事項これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関	租税特別 番	マ税制適用実 適用年度 適用件資額 建物投額 機収収無・企成資のことが のででででする。 では、11、するとが は、11、するとが は、11、するとが では、23 を がいまする。 では、23 を がいまする。 では、23 を がいまする。 では、23 を では、25 では、25 で	H19 実績	説制継続に 万円が実行 とに対し、 る。平成 2 よると、2 割合は 65%	H21 実績 56 件 50,065 93,191 5,375 済産業省 よされ、値 すけにでして 1 年制をは 1 年制を 1 程度と 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	家働後は減が 110,099 施した利用 接的なイン 付され、企業	収見込額 百万円増 用企業に対 ノセンティ 後の立地選

税制適用件数	付加価値増加額	減収見込額	新規雇用人数
100 件	110,099 百万円	11,570 百万円	4,882 人

全国 177 基本計画のうち、本税制を適用した企業立地計画の 有無により、平成 21 年度末までの集積の状況を分析すると下記 のとおりである。各基本計画の目標に対する進捗率の平均を比 較しても、税制適用実績のある基本計画が立地 44.1%、雇用 34.2%であることに対し、税制適用実績のない地域は立地 32.3%、雇用 31.5%と税制により企業誘致に成功した地域の方が 明らかに産業の集積が促進されたといえる。

< 税制適用実績の有無による各基本計画内の立地、雇用実績 >

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	1,275 件	38,198 人
税制適用実績なし	134 地域	1,457 件	69,223 人
全地域合計	176 地域	2,732 件	107,421 人

< 税制適用実績の有無による各基本計画内の目標に対する進捗率平均 >

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	44.1%	34.2%
税制適用実績なし	134 地域	32.3%	31.5%
全地域平均	176 地域	35.1%	32.2%

また、平成 19 年度から取組を開始した基本計画を中心に、税制適用により立地した企業に牽引されて、 基本計画地域内に関連・下請け企業が立地した、 既存工場に能力増強の設備投資が行われた、 地場企業の受注が増加した、等の具体的な事例が複数報告されている。

以上のように、本税制適用による直接的な設備投資促進効果に加え、基本計画地域内への波及効果も確認されており、今後本格的に全国で税制が利用されることにより、産業集積形成促進に対する大きな効果が期待される。

前回要望時 の達成目標

「基本計画」で定められた集積区域内に立地を図る事業者の 設備投資を促進することで、地域経済の自律的発展のための基 盤を強化することを目標とする。

前回要望時からの達成 度及び目標に達していない場合の 理 平成 22 年 4 月までに、47 都道府県で 177 件の基本計画が策定され、787 件の企業立地計画の承認実績がある等、相応の計画実績があり、その効果は前述の通り企業立地 2,732 件、新規雇用数 107,421 人と、企業立地促進法の政策効果としては相応の役割を果たしたといえる。

税制適用により誘発された設備投資金額は合計 1,900 億円と相応の金額であるものの、適用件数については、企業立地計画申請件数 787 件に対して累計 85 件と 2 桁に留まっている。

要因としては、 企業立地計画を申請してから建設工事を経て、完成後特別償却を申告する決算期末までに平均1~2年間を要し、計画申請と税制適用にタイムラグが生じること、 金

	融危機に伴う収支悪化により税制利用を中止したり、設備投資
	を延期した計画があったこと、 対象を一定規模以上の投資に
	限定していることから企業数の多い中小企業者が対象とならな
	いケースが多いこと等が挙げられる。
	前述の通り、今後は 100 件/年程度の実績で推移することが見込
	まれており、普及は遅れたものの、先行きには十分な効果を発揮す
	ることが見込まれている。
	平成 19 年度 創設
これまでの	平成 20 年度 拡充(対象業種(第 2 項業種)を追加し、
要望経緯	同追加業種については適用要件を引き下げ)
	平成 21 年度 延長・拡充(対象業種(第1項業種)の拡充)